

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
エジプト	バハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	バハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	76,000 千円 H20. 3.31 まで	H19.12.16 カイロで (H20. 3. 5)	日本側 石川 薫在エジプト 大使 エジプト側 フアイザ・ア ブデルナガ国際協力大臣	H20. 3.21 177号
エジプト	貧困農民支援に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	290,000 千円 H20. 3.31 まで	H19.12.16 カイロで (H20. 3.16)	日本側 石川 薫在エジプト 大使 エジプト側 フアイザ・ア ブデルナガ国際協力大臣	H20. 3.31 211号
エジプト	バハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	バハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画を実施するために必要な 1. ダハブ堰の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材並びにその調達及び掲付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	2,141,000 千円 (H20年度 469,000千円) H21. 3.31 まで (H21年度 1,277,000 千円) H22. 3.31 まで (H22年度 395,000 千円) H23. 3.31 まで	H20. 6.15 カイロで (H20.11.12)	日本側 石川 薫在エジプト 大使 エジプト側 フアイザ・ア ブデルナガ国際協力大臣	H20.11.26 619号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、_____と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。